

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成31年4月1日）を熟知の上、参加されたい。

- 1 入 札 方 式 一般競争入札
- 2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期	摘 要
水中音響計測装置の点検整備	仕様書のとおり	1 件	防衛装備庁艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サテライト	令和9年3月31日	

- 3 入 札
 - ① 日 時 令和8年7月27日（月） 14時00分
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。（初度入札のみ有効。））
 - ② 場 所 防衛装備庁艦艇装備研究所
岩国海洋環境試験評価サテライト 会議室（試験棟1階）
（山口県岩国市長野1805-1）

- 4 参 加 資 格
 - ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 令和7・8・9防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、 「B」又は「C」の等級に格付けされれ中国地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ④ ③の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項各号のいずれかに該当する者であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとする者については、令和8年7月13日（月）17時00分までに当該要件を証する書類等を提出すること。
 - ⑤ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等の役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - ⑥ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省又は防衛装備庁と契約を行おうとする者でないこと。
 - ⑦ 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- 5 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 保 証 金
 - ① 入札保証金 免 除
 - ② 契約保証金 免 除

- 7 入 札 の 無 効 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。

- 8 契約書作成の必要の有無 有

- 9 契約をしようとする基本契約条項等
 - 役務請負契約条項
 - 談合等の不正行為に関する特約条項
 - 暴力団排除に関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達（GEP S）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。

《電子入札による入札書受領期間》

公告日から令和8年7月24日（金）17時00分まで（行政機関の休日を除く）。また、電子入札・開札システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和8年7月22日（水）17時00分までに下記問い合わせ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

② 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

③

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官が認めた場合には、この限りではない。

④ 提出資料

（1）防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の前日までに提出するものとする。

（2）指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の7日前までに提出するものとする。

（3）委任状については、入札日までに提出するものとする。

⑤

指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑥

契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑦

契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付するものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑧

入札及び契約心得（地方調達）10.6に該当する場合は、「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」を別途適用する。

落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑨ 本書記載事項については総務課調達係に照会のこと

〒740-0045

住所 山口県岩国市長野1805-1

☎03-3268-3111（内線27905）

防衛装備庁仕様書

1

1 1

品件名	水中音響計測装置の点検整備	仕様書番号	SE-08-1-RA-0038
		作成年月日	令和 8 年 5 月 1 3 日
		作成部課名	艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サテライト 無人航走体評価研究室

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、水中音響計測装置（以下、「本装置」という。）の修理及び点検整備（以下、「本役務」という。）について規定するものである。

1.2 引用文書等

本仕様書に引用する次の文書は、本仕様書に規定する範囲内において、本仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める事項が本仕様書と相違する場合は、法令等を除き、本仕様書を優先するものとする。

1.2.1 引用文書

1.2.1.1 法令等

（１）ＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第８０７号 ３．１．２１）

1.2.1.2 その他

（１）水中音響計測装置 取扱説明書（令和３年度）

（２）水中音響計測装置の点検整備 作業報告書（令和７年度）

2 役務に関する要求

2.1 概要

本役務は、今後の試験の安全性及び安定性を確保するため、別紙を参照し、本装置の点検整備を実施するものである。また、故障が確認されたソリッドステートタイマー、経年劣化が懸念されるPLCバッテリー及びフィルタの交換修理を行う。

2.2 役務の内容

契約相手方は、別紙に基づき１．２．１．２項の（１）を参照し、本装置の点検整備を実施する。あわせて、点検結果に基づいて、今後実施すべき点検整備項目を整理し、作業報告書に記載するものとする。また、トラバサの位置精度の確認として、整備前・整備後において、操作盤に指示される位置と、外部測量機器等により取得した位置との比較を実施するものとする。なお、当該確認の実施にあたっては、関連する計測との整合を図る観点から、関係者と調整の上、同一条件で実施することを基本とし、当該結果を踏まえ、評価及び位置精度の誤差要因の分析を行うものとする。

2. 2. 1 修理作業

表 1 の交換部品を交換修理すること。

表 1 交換部品

番号	装置名			品名	数量	備考
	大区分	中区分	小区分			
1	浄水装置	浄水装置 ろ過切替操作操作 盤	操作盤	ソリッドステートタイマー H3CR-GBL (AC200-240) オムロン	1 個	
2	操作・制御 盤（音響計 測水槽）	操作・制御盤（音響 計測水槽）	－	フィルタ RD44-81 日東工業	3 個	
3		始動器盤	－	フィルタ RD44-81 日東工業	3 個	
4		電動弁制御盤	－	フィルタ RD44-81 日東工業	4 個	
5	操作・制御 盤（音響計 測水槽）	操作・制御盤（音響 計測水槽）	－	フィルタ RD44-82 日東工業	10 個	
6	操作・制御 盤（音響計 測水槽）	操作・制御盤（音響 計測水槽）	－	PLC バッテリー Q6BAT 三菱電 機	1 個	

2. 2. 2 点検整備

別紙に基づき、本装置の点検整備を実施すること。

2. 3 役務対象物品

役務対象物品は、表 2 のとおりとする。

表 2 役務対象物品

番号	品名	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	備考
1	水中音響 計測装置	1 式	契約後速 やかに	防衛装備庁 艦艇装備研 究所岩国海 洋環境試験 評価サテラ イト	納期まで	防衛装備庁 艦艇装備研 究所岩国海 洋環境試験 評価サテラ イト	官の使用する期 間を除く 水中位置計測装 置を除く

2. 4 作業計画書

契約相手方は、作業日程表、作業体制表等を明らかにした作業計画書を作成し、作業実施前までに官に提出するものとする。

2. 5 作業報告書

契約相手方は、2. 2 項の結果を作業報告書として取りまとめ検査実施前までに官に提出するも

のとする。

2.6 役務実施場所

防衛装備庁艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト及び契約相手方工場等

2.7 サプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

3 検査

2.2項について、2.5項に示す作業報告書により実施する。

4 その他の指示

4.1 貸付文書

貸付文書は表3のとおりとする。

表3 貸付文書

番号	名称	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	有償無償の別
1	水中音響計測装置 取扱説明書	1部	契約相手 方の申請 後速やか に	防衛装備庁 艦艇装備研 究所岩国海 洋環境試験 評価サテラ イト	納期まで	防衛装備庁 艦艇装備研 究所岩国海 洋環境試験 評価サテラ イト	無償

4.2 提出書類

提出書類は表4のとおりとする。

表4 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出場所	備考
1	作業計画書	1部	作業実施前	防衛装備庁 艦艇装備研 究所岩国海 洋環境試験 評価サテラ イト	提出は紙媒体（A4サイ ズ）とする。
2	作業報告書	1部	検査実施前		

4.3 資材等の準備

契約相手方は、本役務に必要な資材、消耗品、工具等を準備するものとする。

4. 4 官側の支援

契約相手方は、この契約を履行するにあたり、官の保有する施設、設備、文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

4. 5 発生材の処置

本役務において生じた発生材は、官と調整の上、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

4. 6 その他

- (1) 契約相手方は本役務において知り得た事柄を外部に漏らしてはならない。
- (2) この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。
- (3) 本役務終了後は、周囲の清掃及び後片付けを行うものとする。
- (4) 契約相手方は、本役務の実施にあたり、あらかじめ安全管理及び養生等十分な処置を講じるものとし、不可抗力以外で物品や施設等に損傷を与えた場合は速やかに原状に戻さなければならない。

別紙 整備法

1. 点検整備項目一覧表

点検整備項目一覧表を別表－1に示す。水中音響計測装置の点検整備については別表－1に従って実施する。また、トラバーサ点検整備項目については、1.2.1.2項の（1）を参照し、レールのレベル（高低差）調整を行うとともに、旋回装置に係る漏水対策を実施するものとする。

なお、別表－1に示す標準整備間隔は、運用実績、整備実績、故障実績及び環境状況等を考慮したうえ、適宜変更の提案を官に報告し点検結果に基づいて、次回実施する点検整備項目を整理する。

整備内容について、空白の項目については、点検時に確認を行う。

別表－1 点検整備項目一覧表(1/6)

音響計測水槽 点検・整備項目

構成品			整備内容	標準整備間隔	R8年度 整備対象	備 考		
大区分	中区分	小区分						
浄水装置	浄水装置	ろ過機本体	作動確認	1年	○			
			点検	1年	○			
			注油	1年	○			
			タッチアップ	1年	○			
		ろ過ポンプ	本体	交換	12年			
			圧力計	交換	1年	○		
			達成計	交換	1年	○		
			ケーシング	交換	6年			
			ケーシングカバー	交換	6年			
			ライナリング	交換	3年			
			封水プッシュ	交換	6年			
			パッキン押え	交換	6年			
			角パッキン	交換	1年	○		
			丸ゴムパッキン	交換	3年			
			羽根車	交換	6年			
			座金	交換	6年		羽根車交換時	
			羽根車締付ナット	交換	6年		羽根車交換時	
			主軸	交換	6年		軸受けキット	
			スリーブ	交換	3年			
			キー	交換	6年			
			水切りつば	交換	3年			
			軸継手	交換	6年			
			軸受箱	交換	6年		軸受けキット	
			軸受カバー	交換	6年		軸受けキット	
			玉軸受(ポンプ)	交換	3年		軸受けキット	
			玉軸受(モーター)	交換	3年			
			補助脚	交換	12年		ポンプ交換時	
			ブラケット	交換	6年		軸受けキット	
			グランドドレン	交換	12年		ポンプ交換時	
			ドレン抜きプラグ	交換	12年		ポンプ交換時	
			カップリングゴム	交換	1年	○		
			ヘヤーキャッチャ	パッキン	交換	1年	○	
			スラリータンク	本体				
				水位計	交換	10年		
			助剤フィーダ槽	本体				
				モーター				
		モーター用ボールベアリング						
		コンプレッサ	珪藻土	補充	1年	○		
				交換	6年			
		電磁弁ボックス	本体					
			圧カスイッチ					
		ろ過エレメント	本体	薬品洗浄	1年	○		
圧力計	交換		3年					
特殊自動エア－抜き弁	交換		3年					
圧カスイッチ	交換		5年	○	ろ布交換時			
ヘッド								
エンドプレート								
エレメント	薬品洗浄		1年	○				
ろ布	薬品洗浄		1年	○				
	交換		5年	○				
t5パッキン	交換		5年	○	ろ布交換時			
t17パッキン	交換		5年	○	ろ布交換時			
締付ボルト								
ターンバックル								

別表－1 点検整備項目一覧表(2/6)

構成品				整備内容	標準整備間隔	R6年度 整備対象	備 考	
大区分	中区分	小区分						
浄水装置	ろ過装置	循環ろ過装置	逆止弁	交換	15年			
			吐出側ヘッダー管					
			吸込側ヘッダー管					
			赤方向・黒方向バルブ	交換	15年			
			原水・ろ水バルブ	交換	15年			
			循環バルブ	交換	15年			
			排水バルブ	交換	15年			
			給水コック(自動)					
			給水コック(手動)					
			スラリーコック(自動)					
			スラリーコック(手動)					
			透明管					
		ろ過装置操作盤	操作盤	非常停止スイッチ				
				セレクトスイッチ				
	押しボタンスイッチ							
	タイムスイッチ							
	交流電流計							
	集合表示灯							
	次亜塩素注入ポンプ	薬液ポンプ	パイロットランプ					
			シーケンサ	交換	10年			
	水質監視装置	残留塩素計	消耗品	交換	1年	○		
			導入管付バルブ	交換	15年			
			本体	交換	10年			
			塩素電極	塩素濃度測定	1年	○		
		ろ過切替操作盤	操作盤	交換	1年	○		
				サンプル水自動弁				
				非常停止スイッチ				
				セレクトスイッチ				
				押しボタンスイッチ				
				集合表示灯				
	ろ過切替操作盤	操作盤	パイロットランプ					
			圧カスイッチ	交換	5年	○		
			シーケンサ	交換	10年			
			コンプレッサ	交換	6年			
	塩素タンク	薬液タンク	本体					
			次亜塩素酸ソーダ	補充	1年	○		
弁、管財	切替弁	吸込切替弁(水槽)						
		吸込切替弁(リザーブタンク)						
		吐出切替弁(水槽)						
		吐出切替弁(リザーブタンク)						
	配管類							

別表－1 点検整備項目一覧表(3/6)

トラバーサ 点検・整備項目

構成品			整備内容	標準整備間隔	R8年度 整備対象	備 考
大区分	中区分	小区分				
移動回転部	横行台車	-	計測・調整	1年	○	精度確認、計測結果に応じて調整を実施
		非常装置	作動確認	1年	○	リミットスイッチ含む
		ケーブルベア	本体	交換	20年	
			ケーブル	交換	20年	
		手すり	タッチアップ	1年	○	
			増し締め	1年	○	
		ガイドローラー	交換	10年		100km 30m/日として10年間で109.5km
		横行レール	計測	1年	○	
			調整	1年	○	精度確認、計測結果に応じて調整を実施
			交換	5年	○	
		横行モータ	点検	1年	○	
			交換	10年		
			減速機	1年	○	
			交換	10年		
		レーザー距離計	本体	交換	7年	
			レーザー距離計用ブラケット			
		リミットスイッチ	本体			3000万回 5回/日として30年間で21900回
			ストライカ	タッチアップ	1年	○
		たわみセンサ	たわみセンサ	交換	7年	
			たわみセンサ用ブラケット	タッチアップ	1年	○
	昇降装置	-	給脂	1年	○	
		昇降モータ	点検	1年	○	
			交換	10年		
			点検	1年	○	
		減速機	注油	1年	○	
			交換	10年		
		昇降用ワイヤ	交換	5年	○	
		昇降エンコーダ	交換	10年		
		昇降筒クッション				
	旋回装置	-	交換		○	漏水対策
		モータ	点検	1年	○	
			交換	10年		
		旋回モータ	点検	1年	○	
			1段目減速機	交換	10年	
			2段目減速機	点検	1年	○
		オイルシール	交換	10年		
			交換	10年		
		ターンテーブル	ターンテーブル			
			回転部目盛	交換	5年	○
走行台車	走行台車	-	計測・調整	1年	○	精度確認、計測結果に応じて調整を実施
		非常装置	作動確認	1年	○	リミットスイッチ含む
		ケーブルベア	本体	交換	20年	
			ケーブル	交換	20年	
		階段	タッチアップ	1年	○	
		梯子	タッチアップ	1年	○	
			増し締め	1年	○	
		手すり	タッチアップ	1年	○	
			増し締め	1年	○	
		内側ガイド	タッチアップ	1年	○	
			増し締め	1年	○	
		ガイドローラー	交換	10年		100km 30m/日として10年間で109.5km
		走行モータ	点検	1年	○	
			交換	10年		
			減速機	点検	1年	○
			交換	10年		

別表－1 点検整備項目一覧表(4/6)

トラバーサ 点検・整備項目

構成品			整備内容	標準整備間隔	R8年度 整備対象	備 考
大区分	中区分	小区分				
走行台車	走行台車	レーザー距離計	本体	交換	7年	
			レーザー距離計用ブラケット			
		リミットスイッチ	本体			
			ストライカ	タッチアップ	1年	○
		ピアノ線	本体	交換	20年	
			計測・調整	1年	○	
	作業支援台		ピアノ線用ブラケット	増し締め	1年	○
		引出床				
		ケーブルペア	本体	交換	20年	
			ケーブル	交換	20年	
		ケーブルペアガイド		増し締め	1年	○
		リミットスイッチ	本体			
			ストライカ	増し締め	1年	○
		昇降用モータ	モータ	点検	1年	○
				交換	10年	
			減速機	点検	1年	○
		横行用モータ		交換	10年	
			モータ	点検	1年	○
				交換	10年	
		作業支援台制御盤	減速機	点検	1年	○
				交換	10年	
			制御盤	盤内点検清掃	1年	○
		遠隔操作用リモコン	制御盤用押しボタンスイッチ			100万回 5回/日として30年間で54750回
			制御盤用電源ランプ			40000時間 4.5年
			制御盤用機側/遠隔切替スイッチ			100万回 5回/日として30年間で54750回
	水面清掃装置 ※走行台車2のみ	車輪	遠隔操作用リモコン			
			リモコン用押しボタンスイッチ			100万回 5回/日として30年間で54750回
			リモコン用電池	交換	1年	○
		スプロケット	車輪			ゴムの耐久年数 15年
			ストッパ	交換	15年	
		チェーン				15000km 60m/日として30年間で657km
		車軸		注油	1年	○ 3000km 60m/日として30年間で657km
		ポンプ		交換	10年	推奨交換時期10年※他メーカー類似品参照
		ギアモータ		交換	10年	推奨交換時期10年※他メーカー類似品参照
		塩ビ管				耐用年数 50年
		吸込口ホース		交換	1年	○
		給水ホース		交換	10年	
		フレーム				
		ノズル		清掃	1年	○
走行レール	本体	-	操作盤	盤内点検清掃	1年	○
			カバー	タッチアップ	1年	○
				計測	1年	○
				調整	1年	○ 計測結果に応じて調整を実施
				タッチアップ	1年	○
	走行目盛	-		交換	5年	○

別表－1 点検整備項目一覧表(5/6)

トラバーサ 点検・整備項目

構成品			整備内容	標準整備間隔	R8年度 整備対象	備 考
大区分	中区分	小区分				
機側操作盤（移動回転部）	-	-	盤内点検清掃	1年	○	
	横行モータサーボバック	-	交換	10年		推奨交換時期10年（モータと同時）
	旋回モータサーボバック	-	交換	10年		推奨交換時期10年（モータと同時）
	昇降モータサーボバック	-	交換	10年		推奨交換時期10年（モータと同時）
	ACリアクトル	-				約20万時間 22.8年
	電相リアクトル	-				約20万時間 22.8年
	ノイズフィルタ	-	交換	10年		
	接点入出力モジュール	-				
	タッチパネルモニタ	-				バックライト 約5万時間=5.7年
	インターホン	-	交換	10年		
	LED照明	-				6万時間=6.8年 1日4時間として30年間で87600時間
	ライトコントローラ	-	交換	10年		
機側操作盤（走行台車）	押しボタンスイッチ	-				100万回 5回/日として30年間で54750回
	-	-	盤内点検清掃	1年	○	
	ベースユニット	本体 電池	交換	10年		推奨交換時期10年※他メーカー類似品参照
	CPUモジュール	-	交換	10年		推奨交換時期10年※他メーカー類似品参照
	接点入出力モジュール	-				
	通信モジュール	-				
	MP3100ボード	-	交換	10年		推奨交換時期10年※他メーカー類似品参照
	光拡張ユニット	-	交換	5年	○	推奨交換時期5年※他メーカー類似品参照
	タッチパネルモニタ	-				バックライト 約5万時間=5.7年
	走行モータサーボバック	-	交換	10年		推奨交換時期10年（モータと同時）
	ACリアクトル	-				約20万時間 22.8年※他メーカー類似品参照
	電相リアクトル	-				約20万時間 22.8年※他メーカー類似品参照
操作・制御盤（トラバーサ）	ノイズフィルタ	-	交換	10年		
	インターホン	-	交換	10年		
	押しボタンスイッチ	-				
	-	-	盤内点検清掃	1年	○	
	非常装置	-	作動確認	1年	○	
	引出テーブル	-				
	PC本体	本体 マウス キーボード				
	操作用I/Oモジュール1	-				
	操作用I/Oモジュール2	-				
	液晶モニタ	-				
	タッチパネルモニタ1	-				バックライト 約5万時間=5.7年
	タッチパネルモニタ2	-				バックライト 約5万時間=5.7年
	インターホン交換機	-	交換	10年		
	インターホン	-	交換	10年		
	押しボタンスイッチ	-				100万回 5回/日として30年間で54750回

別表－1 点検整備項目一覧表(6/6)

構成品			整備内容	標準整備間隔	R8年度 整備対象	備 考
大区分	中区分	小区分				
水槽部	-	-				
	直立はしご	-				
	のぞき窓	-	清掃	1年	○	
	オーバーフロー樋	-				
	仮置きスペース	-				
		仮置きスペース用親綱				
	水位目盛板	-				
	水位センサ	本体	点検	1年	○	
			作動確認	1年	○	
		ガasket	交換	1年	○	
	ポンプ圧力センサ	-	点検	1年	○	
			交換	5年	○	
	管財	給水管				
		移水管				
		オーバーフロー樋排水管				
		浄水吐出管				
		浄水吸込管				
		水位計測管				
		レール溝排水管				

構成品			整備内容	標準整備間隔	R8年度 整備対象	備 考
大区分	中区分	小区分				
操作・制御盤(音響計測水槽)	操作・制御盤(音響計測水槽)	-	盤内点検清掃	1年	○	
			増し締め	1年	○	
	始動器盤	-	盤内点検清掃	1年	○	
			増し締め	1年	○	
	電動弁制御盤	-	盤内点検清掃	1年	○	
			増し締め	1年	○	

構成品			整備内容	標準整備間隔	R8年度 整備対象	備 考
大区分	中区分	小区分				
吸音材	-	-	清掃			水抜き時に実施
	吸音材取付金具	-	清掃			水抜き時に実施

構成品			整備内容	標準整備間隔	R8年度 整備対象	備 考
大区分	中区分	小区分				
浄水装置	浄水装置	循環ろ過装置	コンプレッサ ボルト・ナット	緩み確認	3か月	○
			コンプレッサ 吸込ろ過機フィルタ	清掃	3か月	○
		水質監視装置	洗浄ビーズ	交換	3か月	○
			電極・検出ホルダ	清掃・校正	3か月	○
			ストレーナ	清掃	3か月	○

公 告	番 号	公告第39号
	年 月 日	令和8年6月8日

入札書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 北村 優子 殿

住 所
社 名
代 表 者 名

担 当 者 名
連 絡 先

貴庁「入札及び契約心得(地方調達)」及び基本契約条項
等を承諾のうえ下記のとおり入札します。

金 額 ￥.ー	納 地	防衛装備庁艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サテライト		
	履行期限	令和9年3月31日		
	業者コード			
品 件 名	規 格	数量・単位	単 価	金 額
水中音響計測装置の点検整備		1 件		
計				

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の100／110に相当する金額を記入すること。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 北村 優子 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（G E P S）利用せず、紙入札書による入札を実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、公告番号、公告年月日
- 2 入札日時
- 3 政府電子調達（G E P S）を利用しない理由
- 4 今後の導入予定について

郵便による入札について

1 郵便による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。

また、宛先は「防衛装備庁 艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官」とすること。

2 郵送する書類等

① 入札書

3 封筒について

① 前項①を入れる封筒(以下「内封筒」という。)については、長3(縦235mm×横120mm)程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

② 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

6 その他

① 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 郵送先は次のとおりとする。

〒740-0045

山口県岩国市長野1805-1

艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サテライト 分任支出負担行為担当官 宛

「入札書在中」

《参考》 ※ あくまでも例なので、縦横等は随意

